効再講習を行います。

失効されている方も同時に失 ③

小型船舶操縦士の免状

で、

お 知らせ

更新講習 排水設備工 ■日時/9月16日金 |事責任技術者

ん。

の失効再交付講習は行いませ ※海技士 (航海・機関・通信)

※海技士

(航海・機関・通信)

午後1時30分~4

(受付は午後1時から

場所 ■対象者/ 山口県セミナーパ (山口市秋穂二島1062) ーク

平成6年・9年・12年に資 格取得した責任技術者

される方は予約は

いりませ

※小型船舶操縦士のみを受講

ない場合があります。

す。予約のない方は受付でき

でに必ず予約をお願

然いしま

を受講希望の方は、5日前ま

■場所/久賀総合センター

免状をお持ちの方は、 ②海技士の方で旧様式の海技 間に入ります。 ①有効期限記載の海技免状 は、期限の1年前から更新期 予約時

に有効期間起算日を確認しま

7

 $\begin{array}{c}
0 & 8 & 2 \\
2 & 5 & 5
\end{array}$

8 7 0

(中国海技学院)

中国船舶職員養成協会

海技免状更新講習 ■講習日

チメートルです。

5 月 29 日 (日) 午後1時30分開始 午後12時30分受付

■該当者/

※送料500円別途必要

大型8170円

問い合わせ/

■申し込み期間/

海技免状、ボール

ペン、

■問い合わせ/下水道課 6月3日金~24日金

写真は従来どおり3×3セン ※紛失・失効の方は印鑑が必 ※海技士の方は住民票不要、 籍記載の住民票1通、写真 (45×35ミリメートル2枚)

戦没者等のご遺族の皆様へ 第8回特別弔慰金が支給されます

要です。

料金/

小型7300円

(小型失効16150円)

■対象者/

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日におい て、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、 次の順番による先順位のご遺族お一人

- 1. 弔慰金の受給権者
- 2. 戦没者等の子
- 3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 (戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれます)
- 4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5. 上記1から4以外の三親等内の親族 (戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有して いた方に限られます)
- ■支給内容/額面40万円、10年償還の記名国債
- ■請求期間/

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

- ■請求窓口/お住まいの市区町村の援護担当課
- ■問い合わせ/

福祉課☎77-5505 (たちばなケアプラザ)

大島総合支所☎74-1001

久賀総合支所☎79-1000

橘総合支所☎77-5500

東和総合支所☎78-1110

り法務大臣から委嘱された人 無料で秘密は厳守されます。 相談を受け付けます。相談は 権擁護委員が人権についての 大島町には、 法が施行された日です。 人権擁護委員制度 ご存知です 6月1日は、人権擁護委員 町長の推薦によ 周防

■人権擁護委員 沖村昤峰(東三蒲

お気軽にご相談ください。

30827 (43) 1125

中元みどり 沖廣紀恵 窪谷純恵 (久賀) (横見) (西屋代)

竹本三千之(椋野) 藤田孝治(久賀)

(秋)

古田紹雄 (外入) 奥原法城

間い合わせ/ 宮崎邦子(和田 竹本諭(神浦)

> 特設人権相談所 ■日時/6月1日水

山口地方法務局岩国支局

問い合わせ/ ||相談内容/ 場所/橘総合センター |相談員/人権擁護委員 る生活上の心配事 金銭貸借・離婚などあらゆ 法律・人権・土地・家屋 午前9時30分~正午